

食品表示部会「第7回加工食品の表示に関する調査会」 における提案内容に対する意見

平成26年6月5日
日本チェーンストア協会
食品委員会委員 宮地 邦明

I. 「アレルギーを含む食品の表示」について

1. 全体的な意見

- 特定加工食品とその拡大表記及び代替表記の拡大表記について、また、個別表示・一括表示の表示方法について、第5回調査会の提案内容よりも現実的に修正された点がありますが、実際の表示として、①文字数の増加（表示面積の拡大）、②わかりにくさ（見にくさ）の点から、実効性や表示の実行可能性についてどの程度改善されたかについてはもう少し具体的な検討が必要ではないかと考えます。

特に特定加工食品等の見直しについて、「目玉焼」等卵製品であることがわかるのではないかと思われるものもあり、さらに精査を進め、本当にわかりづらいもののみを選定するよう検討を行うべきと考えます。

II. 「食品表示基準における製造所固有記号制度」について

1. 全体的な意見

- 食品表示法に基づく食品表示基準の策定は、JAS法、食品衛生法、健康増進法の表示に係る規定の統合がその主旨でしたが、食品表示基準の検討において製造所固有記号制度の見直しが検討課題とされました。見直しにあたっては、製造所固有記号制度の意義や役割、廃止や見直しを行う場合の影響等について関係者で十分に議論した上で行うべきものと考えます。
- 製造所の所在地等の表示を義務付けている理由として、「飲食に起因する衛生上の危害が生じた場合に、その原因となっている食品等の製造所の所在地及び製造者の氏名を把握し、当該危害の拡大防止を図るためのもの」と説明されてきましたが、この目的に照らしてもなお製造所固有記号制度は現状において有効に定着し、機能していると考えられます。
- 本来、表示には「消費者の安全を確保する」という観点と「消費者の選択に資する」という観点の2つの意義がありますが、上記のような現状を踏まえれば、安全確保の点から「衛生上の危害の原因となっている当該食品を特定する」ための手段として、製造所固有記号は製造所所在地の記載と比べてもまったく劣ることのない制度であり、現状において定着しこ

ここまで普及している実態を踏まえないままに消費者庁提案の方向で見直しの議論が先行することは、かえって合理性を欠いていると言えます。

- 事業者は、消費者の選択に必要な情報を提供する責務を負っていますが、消費者からの問い合わせにおいては「国産か輸入品か、〇〇県産か」といった声は聞かれるものの、製造所の所在地を知りたいとの声は実際にはほとんどありません。消費者の知りたいというニーズにきちんと応えていくことは大切なことですが、アレルギーや栄養成分の表示等新たな表示基準の下で表示事項が拡大していく中では、見直しの優先順位をしっかりと見極めていくことも重要ではないかと考えます。

また、製造所固有記号についての「応答」の義務化が提案されていますが、これまでも、消費者の問い合わせに対しては事業者として真摯に対応してきましたし、義務化については慎重な議論が必要であると思われます。仮に消費者庁提案のままに「応答」を義務化するのであれば、なおのこと現行の制度を見直すことの必要性は高くないように思われます。消費者の選択に資する表示という観点からは、今一度、消費者がどのような情報を求めているのかきちんと検証した上で議論すべきであると考えます。

- 今回の見直しのきっかけの一つに、先般の冷凍食品への農薬混入事件があったと説明されています。この事件においては、「当該商品は何かを特定し公表すること」が最優先の事項であったと理解しています。当該商品を特定するための情報が「記号」であったから伝わらなかったのではなく、「伝え方」が十分ではなかったことが反省点であると考えます。したがって、このような事案を繰り返すことなく、速やかな商品回収を確保するためには、製造所固有記号制度の見直しとは別に、メディア等を活用したアラートシフトの構築等について、事業者・行政・消費者が協力し合って、現行の制度の活用と改善を通じてより素早い商品回収の仕組みをつくる必要があると考えます。

2. 見直しに当たっての留意事項

- 製造所固有記号制度の廃止や消費者庁提案の見直し案（原則として、製造所の所在地及び製造者の氏名等を表示することとし、二つ以上の製造所において同一商品を製造・販売する場合のみ、固有記号の利用を認める等の案）によって次のような事象が発生する可能性があり、本調査会での議論のみならず、中小食品メーカー等の声も十二分に踏まえて、さまざまな角度からの慎重な検討を要望いたします。

- ① 資材管理のみならず、問い合わせへの対応のために製造所が負担する労力やコストの増加につながるおそれがあります。固有記号制度を利用している現状においては、これらの管理に係る労力やコストは一元管理され合理化されていますが、この制度を廃止してしまうとこのメリットがなくなります。
- ② 製造所で提供できる情報は限定的であり、消費者が求めるさまざまな情報に応えることに困難を伴うおそれがあります。複数の食品メーカーに製造委託している場合、メーカーがさらに製造委託している場合、複数の製造工場を経る場合等々、製造工程は極めて多様化しているのが現状であり、その全工程を把握しているところでなければ消費者の求める

情報を確実に提供することが難しくなる場合・可能性があります。

- ③ 上記のように一元管理されている現状を見直し、所在地等の情報が複数表示されることになった場合、かえって消費者の声が分散されるおそれがあり、その結果として、危害や不具合等のリスクの発見が遅くなる可能性があります。

したがって、消費者庁から提案されている新固有記号データベースの構築（現行の製造所固有記号データベースの改善）と行政による一元管理の徹底（現行の運用の是正）を基本としつつ、現行の制度を向上させていくことがより現実的・合理的であると考えます。

以上